

1 事業名

所沢市子ども・子育て会議条例の一部改正

2 事業の概要

こども及び若者支援施策の更なる推進の必要性に鑑み、所沢市子ども・子育て会議を再編し、より効果的かつ効率的な審議等を行うため、所要の改正を行うものである。

【改正の主な概要】

- (1) 所沢市子ども・子育て会議の設置根拠にこども基本法を追加するとともに、所掌事務に市町村こども計画の策定及び推進に関すること等を追加する。
- (2) 次の審議会及び協議会を所沢市子ども・子育て会議に統合する。あわせて、関係条例の改正及び廃止を行う。
 - ・ 所沢市青少年問題協議会
 - ・ 所沢市放課後児童対策協議会
 - ・ 所沢市保育園等運営審議会
 - ・ 所沢市立児童館運営協議会
- (3) 所沢市子ども・子育て会議に、部会を設置できる規定を追加する。

3 他自治体の類似する政策等

県内自治体では、朝霞市、和光市が子ども・子育て支援に係る会議に集約している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

こども基本法、子ども・子育て支援法、児童福祉法

6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

添付資料

- ・新旧対照表

新

旧

議案第27号 所沢市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

◎所沢市子ども・子育て会議条例の一部改正

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項及びこども基本法(令和4年法律第77号)第13条第3項の規定に基づき、所沢市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について処理するものとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画の策定及び推進に関すること。
- (3) こども基本法第2条第2項に規定するこども施策に係る事務(第1号及び前号に掲げる事務を除く。)の実施に係る協議及び連絡調整に関すること。
- (4) その他市長が必要と認めること。

(関係者の出席等)

第7条 略

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 第5条から前条までの規定は、部会について準用する。

(委任)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、所沢市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務(同項第4号に掲げる事務にあつては、法律又は他の条例に基づき市が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。)を処理するものとする。

(関係者の出席等)

第7条 略

(委任)

第9条 略

◎所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第4項関係）

別表第1（第2条関係）

行政委員会及び附属機関の委員等

職名及び区分	報酬額
成年後見制度推進検討委員会委員	略
子ども・子育て会議委員	略

第8条 略

別表第1（第2条関係）

行政委員会及び附属機関の委員等

職名及び区分	報酬額	
成年後見制度推進検討委員会委員	略	
保育園等運営審議会委員	日額	7,900円
青少年問題協議会委員	日額	7,900円
児童館運営協議会委員	日額	7,900円
放課後児童対策協議会委員	日額	7,900円
子ども・子育て会議委員	略	

◎所沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（附則第5項関係）

（最低基準の向上）

第4条 市長は、所沢市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第19号）に基づく所沢市子ども・子育て会議の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 略

（最低基準の向上）

第4条 市長は、所沢市保育園等運営審議会条例（昭和51年条例第33号）に基づく所沢市保育園等運営審議会の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 略

◎所沢市立児童館設置及び管理条例の一部改正（附則第6項関係）

（市長による管理）

第15条 略

（市長による管理）

第15条 略

（所沢市立児童館運営協議会の設置）

第16条 児童館の運営を適切に行うため、所沢市立児童館運営協議会

(委任)
第16条 略

(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第17条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議を行う。

(1) 児童館の運営（生活クラブ事業に関するものを除く。）に関する
こと。

(2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第18条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 公募による市民

(2) 所沢市青少年問題協議会の委員

(3) 児童委員

(4) 知識経験を有する者

(5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第19条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る審議が終了する
日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす
る。

(会長及び副会長)

第20条 協議会に会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選に
より定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠け
たときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができな
い。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のとき
は、議長の決するところによる。

(委任)

第22条 略